

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実且つ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、取締役会及び監査役会制度を機軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全社員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ベンチャー企業としての俊敏さを維持しつつ、ステークホルダーに対しては透明性及び健全性の高い企業経営が実現するものと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平賀 督基	493,800	9.92
MSCO CUSTOMER SECURITIES	182,900	3.68
株式会社NTTドコモ	180,000	3.62
高井 正美	138,000	2.77
松井証券株式会社	106,800	2.15
林 正道	81,200	1.63
日本証券金融株式会社	64,400	1.29
株式会社SBI証券	60,800	1.22
有山 拓	50,000	1.00
モルフォ従業員持株会	49,300	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	10月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
木下 耕太	他の会社の出身者									△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 耕太		—	長年にわたる経営者としての豊富な経験と通信業界における専門的な知見を有しており、これまでの幅広い見識に基づいて、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会及び会計監査人、並びに内部監査責任者は、四半期毎に定期的な会合を設け、妥当性、適法性、適正性について、それぞれの立場から意見交換を行い、的確な監査の実施と内部統制の充実にむけた相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定され	3名

ている人数

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
能勢 征児	他の会社の出身者													
上原 将人	他の会社の出身者													
平野 高志	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
能勢 征児	○	常勤監査役	企業経営全般に関する長年に渡る豊富な経験と見識を元に、監査体制の強化に期待しているため
上原 将人	○	公認会計士、税理士	公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計・税務に関する相当程度の知見を有しているため
平野 高志	○	弁護士	弁護士の資格を有しており、法的な専門知識に関する相当程度の知見を有しているため

【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

確定報酬とは別に、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員及びその他の付与対象者については、経営参画意識の高揚と業績向上に対する意欲や士気を高めるためでありませ

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬は、社内外別の総額表示を行っております。

第12期(平成26年11月1日から平成27年10月31日まで)
 取締役を支払った報酬等の総額 46,031千円(報酬種別は基本報酬、対象者は4名、社外取締役を除く)
 社外役員に支払った報酬等の総額27,600千円(報酬種別は基本報酬、対象者は4名)
 (注)社内監査役はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。基本的な決定方針は、各取締役は役員に求められる能力や責任に加え、企業価値の向上に向けた職責等を考慮し、且つ経歴や職歴、職務等を勘案しつつ、取締役会から授権された代表取締役社長が適正な報酬額を決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の取締役会規程に規定した招集手続きにより、取締役会及び監査役会の開催に際して事前に取締役会へ付議する議案を案内し、取締役会事務局が連携して、資料の事前配布及び補足説明を行っております。なお、社外監査役に対する全般的な情報伝達は、常勤監査役が定期的に行っております。また、四半期毎に監査役会と代表取締役社長との定期的な会合が開催され、経営及び業務の執行状況ほか全般事項について直接対話することにより把握する仕組みが構築されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会

当社は、取締役会設置会社であります。提出日現在、取締役会は4名(うち1名は社外取締役)で構成されており、月1回の定例開催と必要に応じて臨時開催を行い、業務執行に関わる会社の重要事項の意思決定を行い、代表取締役社長及び業務担当取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会設置会社であります。提出日現在、監査役は3名(全て社外監査役、うち1名は常勤監査役)で毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等を検討するなど監査役相互の情報共有を図っております。加えて、代表取締役社長との定期的な会合を開催しております。なお、取締役会においては監査役3名が、執行会議等の重要会議においては常勤監査役が常時出席し、意見陳述を行うなど取締役の業務執行を常に監視できる体制を整えております。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

c. 執行会議

当社では、取締役会及び監査役会による業務執行への監督に加え、取締役会の下部会議体として、常勤取締役及び常勤監査役並びに部長のほか、議長が指名する管理職が必要に応じて参加する執行会議を設置し、原則月1回開催しております。執行会議では、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として、取締役の業務執行及び管理機能を補填するために機能しております。具体的には、取締役会の委任に基づいて取締役会の決議事項以外の経営に関する重要な事項について審議・決定するほか、取締役会上程前の議案についての審議、各部・室から業務執行状況や事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われています。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関として機能しております。

d. 会計監査人

当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結しており、年間を通して会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者は、以下のとおりであります。

A. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 水上 亮比呂

指定有限責任社員 業務執行社員 淡島 國和

B. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 5名

その他 6名

なお、同監査法人及び監査に従事する業務執行社員との間には特別の利害はありません。

e. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、機動的かつ柔軟な組織構成を目指しております。

現在は、監査役会設置会社の形態を採用しております。取締役の業務執行については、監査役3名は全員取締役会に出席し、必要に応じて意見、質疑を行い、経営監視を行っております。また、社外取締役1名を選任、監査役は全て社外監査役であり、そのうち2名は企業経営に精通した公認会計士及び弁護士を選任しており、専門的な見地から随時意見等の聴取を行っております。また必要な場合は、社外の有識者・専門家等から適切なアドバイスを受けることで機関決定が適切に行われるよう努めております。

このような体制にて組織運営を行っておりますので、取締役の業務執行に対する監督機能は十分に果たしているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の2週間より前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算であり、株主総会が集中する月を回避しております。株主総会の日程については、極力集中日を避けて設定し、開催場所は交通の便のよい会場を確保して開催するよう目指してまいります。
その他	第8期定時株主総会より、当社ホームページに「招集ご通知」「決議ご通知」「各期の報告書」の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では、株主や投資家等に対し、投資判断に必要な企業情報を、適時、適切に開示することを前提とし、投資家視点にたつて迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を継続して提供することを基本方針としてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会開催日におきまして、株主総会終了後、株主説明会を開催いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(年度決算発表後(12月)、第2四半期決算発表後(6月))定期的に開催いたします。なお、四半期ごと(第1四半期決算発表後(3月)、第3四半期決算発表後(9月))及び、その他必要に応じて臨時開催することについても検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現地に赴き、説明会を開催することを検討いたします。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに掲載しております。 URL : http://www.morphoinc.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理行動指針」を制定し、すべてのステークホルダーに対して、役職員一人一人の行動の基本方針を具体的に明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業と社会の利益を調和させ、継続的な事業成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献する企業を目指しております。そのために必要なこととして、当社は企業の社会的責任を果たし、高い道徳観、社会的良識に従って行動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切に企業情報を公平に提供することにより、社会的に信頼性の高い企業イメージを構築するとともに、公正な価値評価を受けるべく、継続的なIR活動を実践することをIRポリシーとして活動しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムは、企業の透明性と公平性を確保するため、「企業倫理行動指針」及び「内部統制に関する基本方針」並びに各種規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能を果たし、内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長が選任する内部監査責任者による内部監査を実施しております。加えて、監査役会及び監査法人とも連携して、その実効性を確保しております。

当社では平成20年2月21日開催の取締役会において決議された「内部統制に関する基本方針」をもとに、運用実績及び更なる内容の充実を図るために、平成27年12月11日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制に関する基本方針」を改定し、実行しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人による法令及び定款の遵守、社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程に則り、取締役及び使用人に周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持にあたる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書、その他重要な情報や文書については、情報管理規程および文書取扱要領に則った保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する事項について、リスク管理規程に則ったリスク管理体制を構築する。また、取締役会の他に執行会議においても、リスクについて適宜に検討、評価を行い、有効な対策を実施できるリスク管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める事項その他重要な事項について意思決定を図る。また、経営方針や経営戦略に関わる重要事項については、慎重かつ迅速に執行決定を行うため、事前に執行会議において議論及び審議を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定める。

5. 当社並びにその子会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、「経営理念」および「行動指針」に加え、役員および使用人が実践すべき行動の基準および規範を定めた「企業倫理行動指針」に則り、内部統制事務局がその実践状況を定期的に確認する。内部統制委員会は内部統制の統括を行い、監査役、監査法人（会計監査人）、内部統制事務局と連携し、適切な内部統制システムの確保を図る。子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の監視・監督または監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき管理部が担当する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、重要事項については適切な承認を得るものとする。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく、財務報告の信頼性に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置することとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中における人事異動は、監査役の同意を得るものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役または使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生する恐れが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役が、取締役および使用人から定期的にヒアリングを実施し、意見交換の行える体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業倫理行動指針の基本原則において「反社会的勢力との関係断絶」を定め、反社会的勢力とは関わりを持たないことを宣言しており、反社会的勢力との関係は一切ございません。

具体的な仕組みとしては、新規に取引を開始する際は、交渉を始める時点で、取引候補先が反社会的及び(又は)反市場的勢力と関係がないこととのチェックを義務付けております。実務では、担当者が「取引先反社等チェック表」を起票し、管理部にて取引先が反社会的及び(又は)反市場的勢力と関係がないこととのチェックを行っております。また、反社会的勢力と関わりを持たないために、前述の「取引先反社等チェック表」にてチェックをする際、対象企業の会社情報をもとに「日経テレコン21」の記事検索等を利用しチェックを行っております。判断が難しい場合は、顧問弁護士や外部機関に相談した上で、管理部長が慎重な判断を行っております。なお、各種契約書の雛型には、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証及び「関係をもった場合」の解除条項を含む内容にて整備しております。外注委託先等との業務委託契約等を締結する際には、必ず当該内容を盛り込むなどして運用の徹底を図っております。

外部団体等への参加及び加入状況につきましては、管理部長が「財団法人 暴力団追放運動推進都民センター」が実施する講習会に参加し、「不当要求防止責任者」の届け出をしております。さらに、「社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」へ加盟しており、反社会的勢力の排除体制を一層強化しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

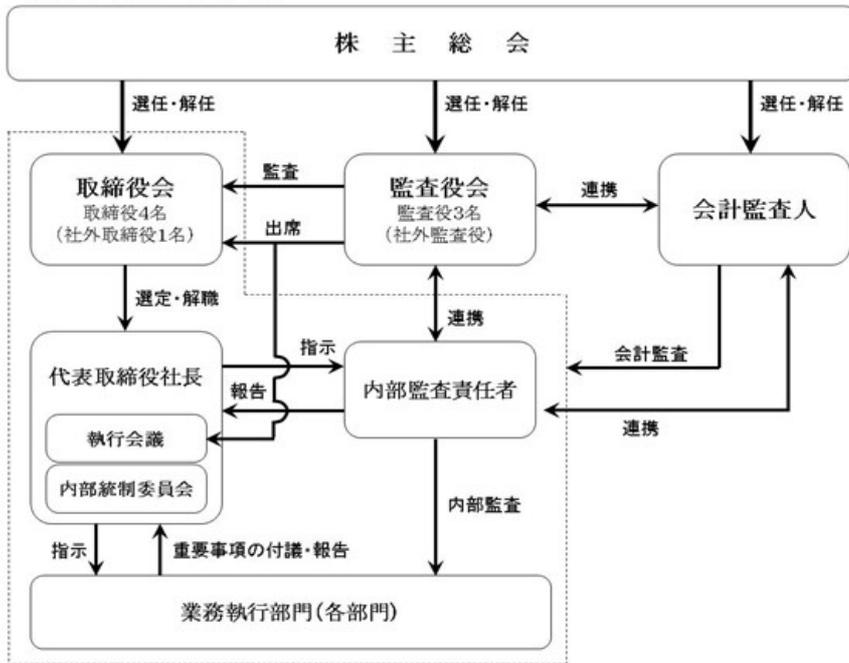
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

